

松本歯科大学歯学部
2019年度版 進級・卒業の手引き



作成 松本歯科大学歯学部

2019年度 各学年の進級・卒業のフローチャート

第1学年 進級判定基準

1. 定期試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第1項)

◇定期試験を受ける者は、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。

- (1) 各授業科目の出席回数が総授業回数の5分の4以上である者
- (2) 所定の学納金のみならず、寮費等を含むその他納付金を納付している者

2. 進級判定基準 (歯学部試験運用規程第8条別表)

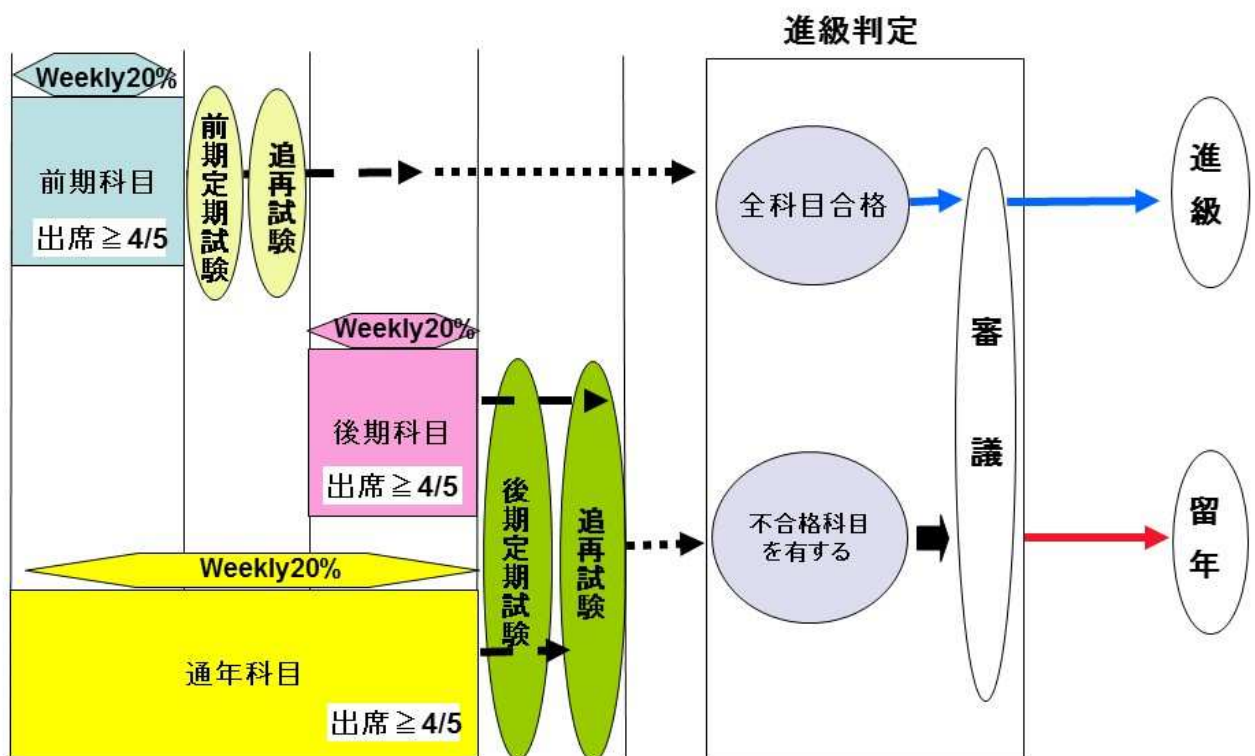
[進級判定]

- ・ 全科目の成績評価 (Weekly Test 20%を含む) が 65 点以上の者を進級とします。

[審議について]

- ・ 失格科目を有せずに 65 点未満の科目を有する者は審議の対象とし、次年度に補習等を受けなければならない。

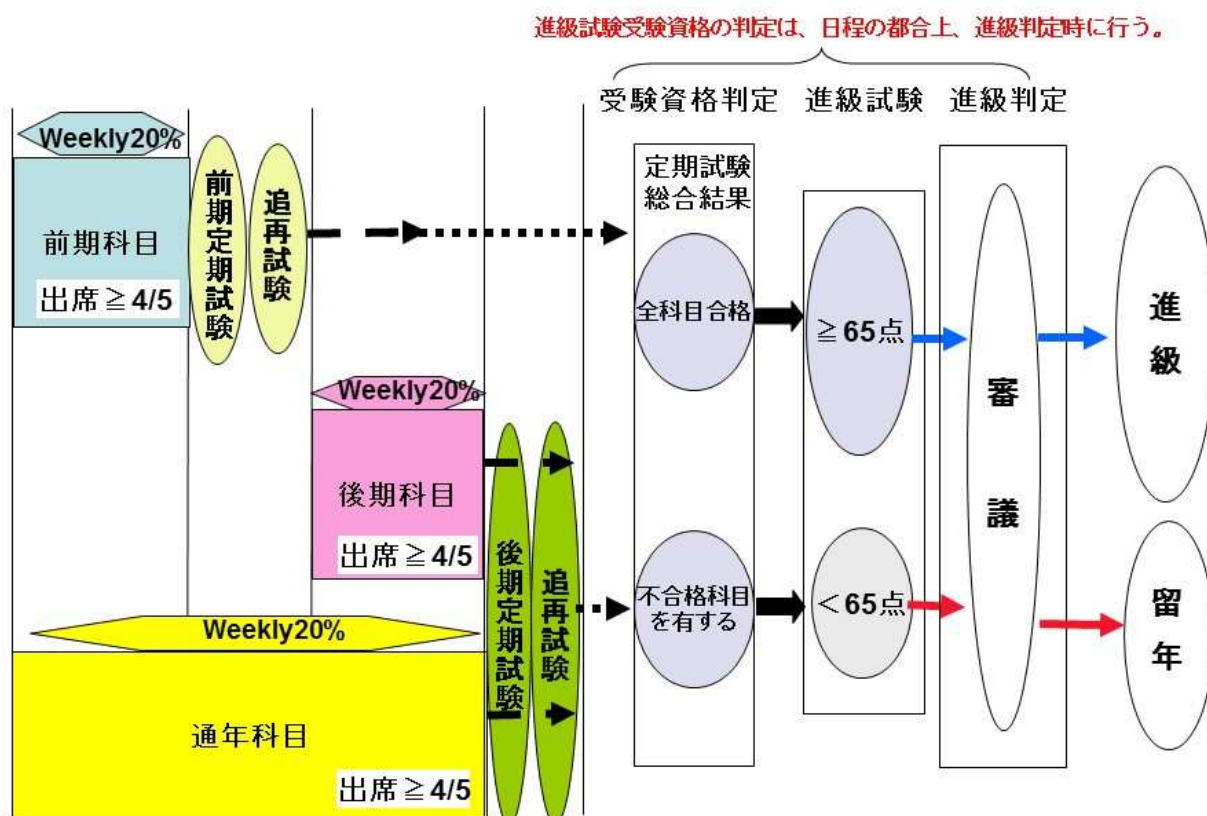
第1学年進級フローチャート



第2学年 進級判定基準

1. 定期試験受験資格（歯学部試験運用規程第3条第1項）
◇定期試験を受ける者は、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。
 - (1) 各授業科目の出席回数が総授業回数の5分の4以上である者
 - (2) 所定の学納金のみならず、寮費等を含むその他納付金を納付している者
2. 進級試験受験資格（歯学部試験運用規程第3条第2項）
◇進級試験を受ける者は、次の条件のいずれかに該当しなくてはなりません。
 - (1) 定期試験において全授業科目の成績（Weekly Test 20%を含む）が65点以上である者
 - (2) 失格科目を有さず65点未満の科目がある者で、学長が受験を認めた者
※不合格科目（65点未満）の科目がある場合
・審議の対象とし、次年度に補習等を受けなければならない。
3. 進級判定基準（歯学部試験運用規程第8条別表）
 - (1) 進級試験の成績65点以上の者を進級とします。
(進級試験の成績評価は、小数点第1位を四捨五入して算出された65%を65点とします。)

第2学年進級フローチャート



第3学年 進級判定基準

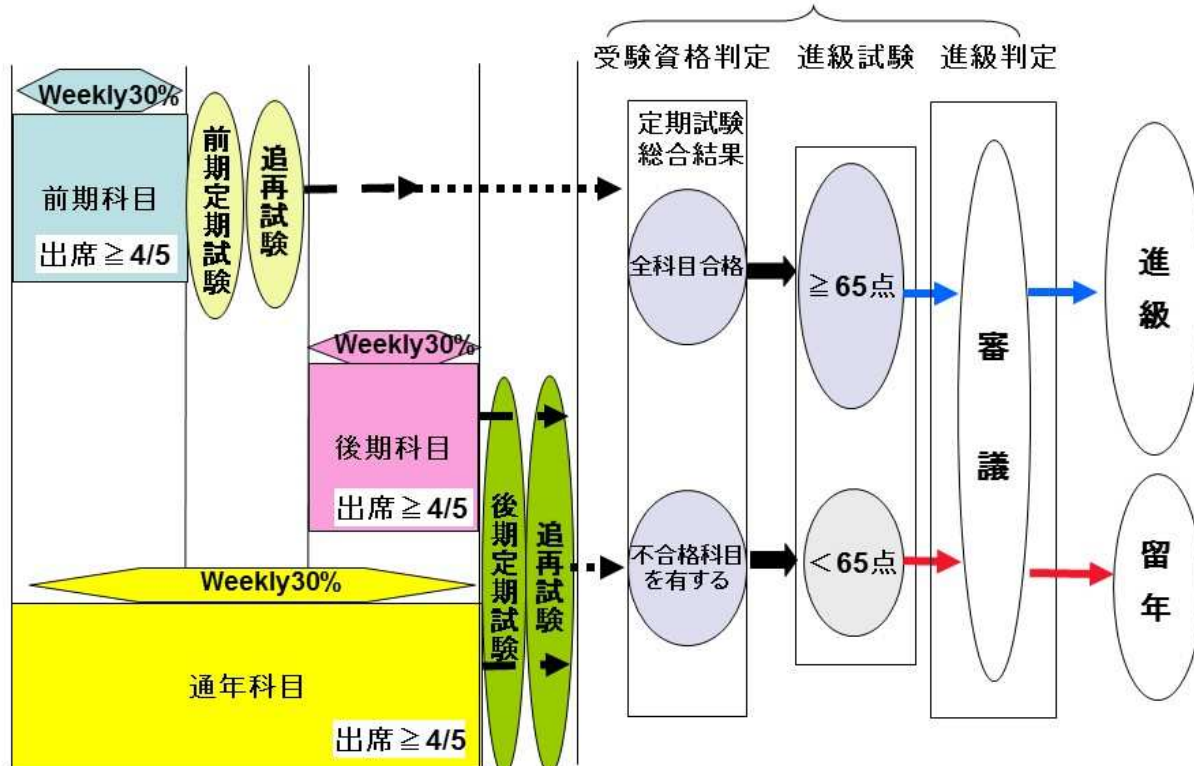
1. 定期試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第1項)
 - ◇定期試験を受ける者は、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。
 - (1) 各授業科目の出席回数が総授業回数の5分の4以上である者
 - (2) 所定の学納金のみならず、寮費等を含むその他納付金を納付している者

2. 進級試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第2項)
 - ◇進級試験を受ける者は、次の条件のいずれかに該当しなくてはなりません。
 - (1) 定期試験において全授業科目の成績 (Weekly Test 30%を含む) が65点以上である者
 - (2) 失格科目を有さず65点未満の科目がある者で、学長が受験を認めた者
 - ※不合格科目 (65点未満) の科目がある場合
 - ・ 審議の対象とし、次年度に補習等を受けなければならない。

3. 進級判定基準 (歯学部試験運用規程第8条別表)
 - (1) 進級試験の成績65点以上の者を進級とします。
(進級試験の成績評価は、小数点第1位を四捨五入して算出された65%を65点とします。)

第3学年進級フローチャート

進級試験受験資格の判定は、日程の都合上、進級判定時に行う。



第4学年 進級判定基準

☆第4学年の進級試験には、共用試験 CBT・OSCE をあてます。

1. 定期試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第1項)

◇定期試験を受ける場合、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。

- (1) 各授業科目の出席回数が総授業回数の5分の4以上である者
- (2) 所定の学納金のみならず、寮費等を含むその他納付金を納付している者

2. 進級試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第2項)

◇進級試験を受ける場合、次の条件のいずれかに該当しなくてはなりません。

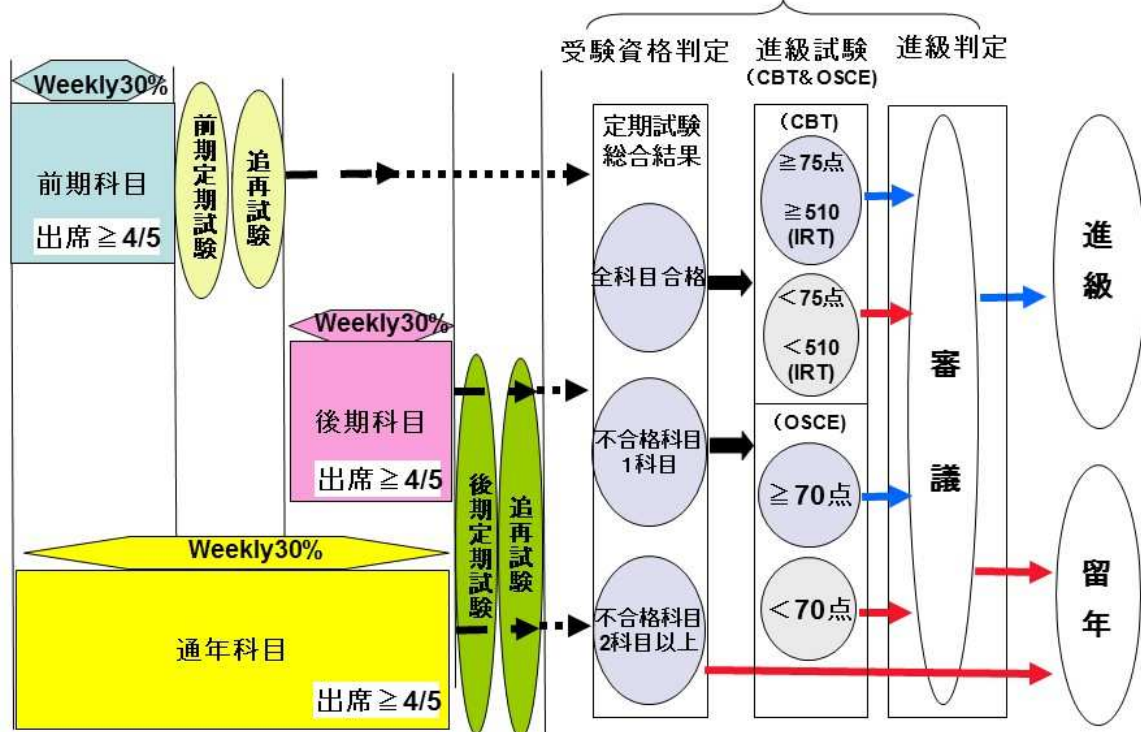
- (1) 定期試験において全授業科目の成績 (Weekly Test 30%を含む) が 65 点以上である者
 - (2) 失格科目を有さず 65 点未満の科目が 1 科目の者で、学長が受験を認めた者
- ※不合格科目 (65 点未満) の科目がある場合
・ 審議の対象とし、次年度に補習等を受けなければならない。

3. 進級判定基準 (歯学部試験運用規程第8条別表)

- (1) CBT は得点が 75 点以上 かつ IRT 標準スコアが 510 以上の者を進級とします。
- (2) OSCE は得点が 70 点以上の者を進級とします。

第4学年進級フローチャート

進級試験受験資格の判定は、日程の都合上、CBT本試験後に行う。



第5学年 進級判定基準

1. 定期試験受験資格（歯学部試験運用規程第3条第1項）

◇定期試験を受ける者は、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。

- (1) 臨床講義Ⅰ期・Ⅱ期の各期授業時間数の5分の4以上である者
- (2) 所定の学納金のみならず、寮費等を含むその他納付金を納付している者

2. 進級試験受験資格

◇進級試験を受ける者は、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。

- (1) 臨床講義を合格している者
- (2) 臨床実習が修了している者

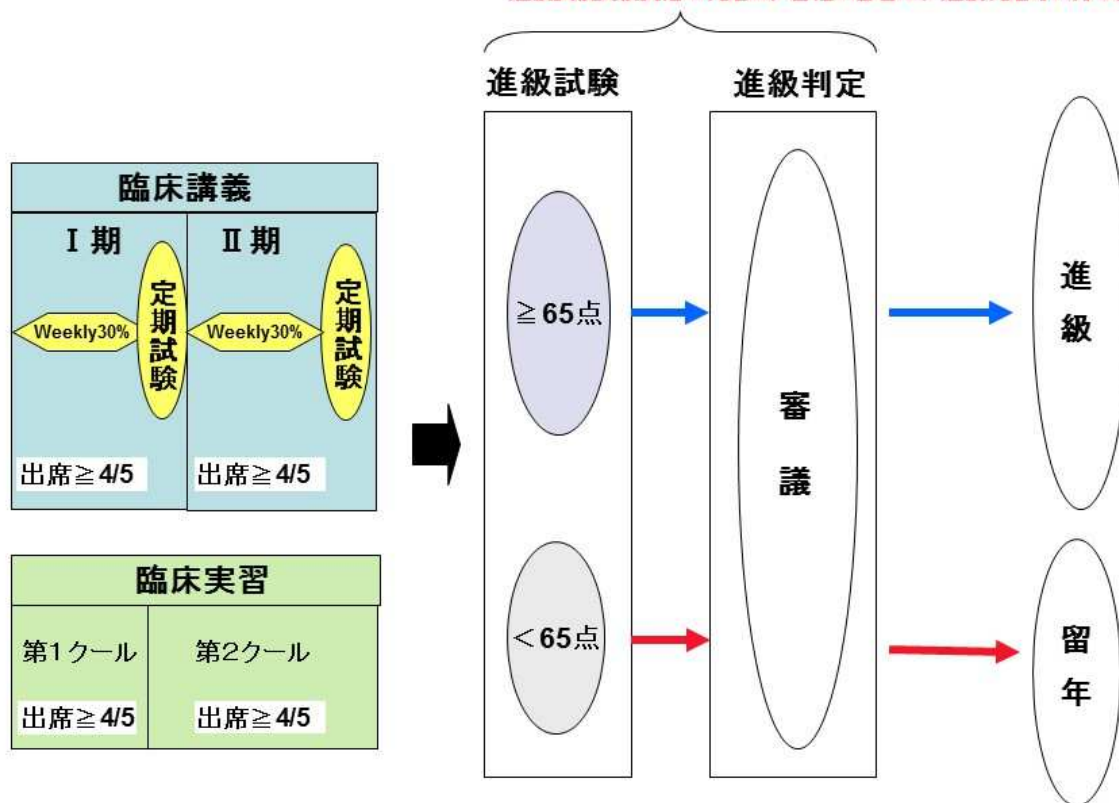
3. 進級判定基準（歯学部試験運用規程第8条別表）

◇次の条件の全てに該当する者を進級とします。

- (1) 臨床実習を各クールの5分の4以上出席していること。
- (2) 各診療部門の臨床実習課題をすべて修了していること。
- (3) 臨床講義の成績（総合評価）が65点以上であること。
（臨床講義Ⅰ期・Ⅱ期の評価はWeekly Testを30%、定期試験を70%とします。臨床講義の成績（総合評価）は、各期の評価をⅠ：Ⅱ=1：1として算出します。）
- (4) 進級試験の成績65点以上の者を進級とします。
（進級試験の成績評価は、小数点第1位を四捨五入して算出された65%を65点とします。）

第5学年進級フローチャート

進級試験受験資格の判定は、日程の都合上、進級判定時に行う。



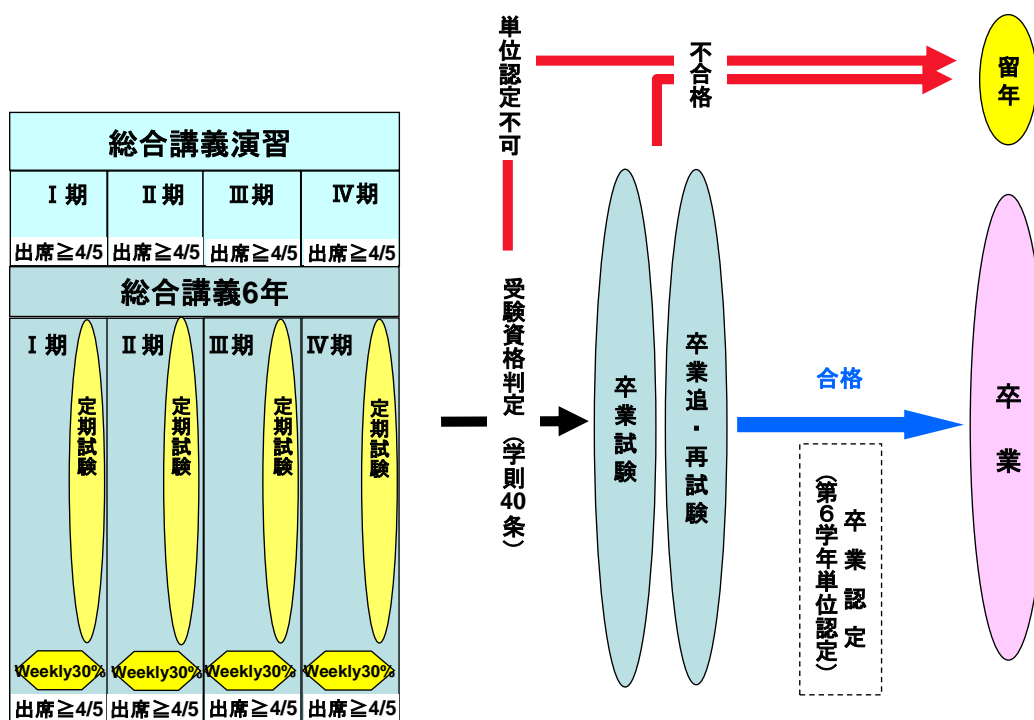
第6学年 卒業判定基準

1. 定期試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第1項)
 - ◇定期試験を受ける者は、次の条件のすべてに該当しなくてはなりません。
 - (1) 各授業科目*の出席回数が総授業回数の5分の4以上である者
 (*:授業科目は、総合講義6年、I～IV期の各期及び総合講義演習の各期とします。また、総合講義演習で合格の認定を受けていることが条件となります。)
 - (2) 所定の学納金のみならず、寮費等を含むその他納付金を納付している者

2. 卒業試験受験資格 (歯学部試験運用規程第3条第3項)
 - ◇卒業試験を受ける場合、総合講義6年の成績が70点以上でなくてはなりません。
 (*:総合講義6年の各期の評価はWeekly Testを30%、定期試験を70%とする。各期の評価I:II:III:IV=1:1:0.6:1.4として算出した総合評価を総合講義の評価とします。)
 - ◇総合講義演習の成績が70点以上でなくてはなりません。
 (Daily Testの成績を総合講義演習の評価とします。)

3. 卒業判定基準 (歯学部試験運用規程第11条別表)
 - ◇卒業試験の必修問題が80点以上、一般問題及び臨床実地問題がそれぞれ65点以上、一般問題と臨床実地問題の合計が70点以上(一般問題は1問1点、臨床実地問題は1問3点として計算する。)である者を合格とし、卒業と認定します。
 - ※卒業試験に係る再試験の成績評価については、5%減とします。
 (歯学部試験運用規程第5条第3項)

第6学年卒業フローチャート



2019 年度版 進級・卒業の手引き



編集 松本歯科大学歯学部